

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年8月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1600283号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第1700042号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月 1 日まで
② 平成 19 年 5 月 23 日から平成 20 年 5 月まで

私は、A社に平成 18 年 12 月から平成 20 年 5 月までパートとして勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているが、私の同社における厚生年金保険被保険者記録では、平成 19 年 3 月 1 日から同年 5 月 23 日までとなっている。請求期間①及び②について、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録、事業主から提出された給与情報システムにおける社員基本記録及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び日本年金機構から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」に記載されている請求者の資格取得年月日は、いずれも平成 19 年 3 月 1 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと回答しており、事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①において、国民年金被保険者として国民年金保険料を全て現年度納付していることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、雇用保険の加入記録、事業主から提出された給与情報システムにおける社員基本記録及び事業主の回答により、請求者の離職年月日及び退職年月日は平成19年5月22日であることが確認でき、請求者が請求期間②において同社に勤務していたことが確認できない。

また、事業主及び日本年金機構から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」(以下「資格喪失届」という。)のそれぞれに記載されている請求者の資格喪失年月日は、平成19年5月23日であり、オンライン記録と一致している上、離職年月日の翌日であることから上記の雇用保険の加入記録と符合している。

さらに、上記の日本年金機構から提出された資格喪失届により、当該届は平成19年6月8日に受付され、請求者の健康保険被保険者証が回収されたことが確認できるところ、B市は、請求者の同年5月23日付けの国民健康保険被保険者の資格取得は同年6月14日に電算処理されていると陳述しており、その手続時期に不自然さはみられない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②において、国民年金被保険者として国民年金保険料を全て現年度納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。